

## ＜失踪宣告＞

### 1 概要

不在者（従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者）につき、その生死が7年間明らかでないとき（普通失踪）、又は戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇しその危難が去った後その生死が1年間明らかでないとき（危難失踪）は、家庭裁判所は、申立てにより、失踪宣告をすることができます。

失踪宣告とは、生死不明の者に対して、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度です。

### 2 申立人（申立てができる人）

利害関係人（不在者の配偶者、相続人にあたる者、財産管理人、受遺者など失踪宣告を求めるについての法律上の利害関係を有する者）

### 3 申立先

- ・不在者の従来住所地の家庭裁判所に申し立てることになります。
- ・不在者の従来住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・不在者の従来住所地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

### 4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・800円分
- ・連絡用の郵便切手・・・500円×2枚、120円×2枚、84円×18枚、10円×6枚、5円×1枚、2円×2枚 合計2,821円分

※ 後日、官報公告料が必要になります。具体的な金額は、申立てをしていただいた後に担当者から連絡させていただきます。

### 5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）（申立人が本人と親族関係にない場合は不要）1通
- ・申立人の利害関係を証する資料（申立人が債権者等の場合には、契約関係が存在することの資料など、申立人が親族関係の場合には、戸籍謄本で足りる。）
- ・不在者の戸籍謄本（全部事項証明書）、戸籍の附票各1通

## 水戸家庭裁判所

- ・不在の事実を証する資料（警察署長の発行する家出人届出受理証明書など）
- ※ 戸籍謄本（全部事項証明書）及び戸籍の附票は，本籍地を管轄する市区町村役場で3か月以内に発行されたものを提出してください。事案によっては，除籍謄本，改製原戸籍謄本などを提出していただく場合があります。